

# 統一

第一百六十四號

明治三十一年二月廿四日 第三種郵便物認可  
（第百六十四號）

明治三十一年二月廿一日發行

目 次

實社會的の交渉

當体義抄（九）

我國に於ける慈惠救濟事業

清瀬僧正の葬式に就て

宗務廳錄事

雜報

教學財團公告

本多日生 坂本日桓

青村道人

實社會への交渉

（千葉縣大網町蓮華寺に於ける演説）

本多日生

著者筆記

佛教が純宗教としての卓越せる價値を有するは、今更譲々と俟たぬことであります。廣く世人をして佛教の魅有味を感じて眞信を拂ふやうに教導の効果を擧げるのは、彼等が平常の考と餘まり隔絶しない點から接合を取つて感化を施すが、尤も大切な着想であると思ふ。彼等が感動を惹き易きは實社會を救濟する事業であります。故に社會の救濟事業に交渉を取つて佛教徒の活動を導かなければ、彼等の多くは佛教の有する卓越せる價値とも併せて遺れ去るであらうと思ふ。然るに現今の佛教徒は、その眠り未だ覺めずして、社會救濟の事に活動する者が甚だ少ないのであります。護法の熱誠を移して社會救濟のために活動を試みる程の趨勢を示めし居らぬ、多くは實社會と没交渉の思想や、迂遠なる主義に立籠りて、敏活なる運動を厭い

て居るのである。斯かる佛教徒の態度は、國家人生の上より見て慨嘆すべきは勿論、佛教自家の興立を思ふ上より考へましても看過放任すべきではない。若し今日に於て大に覺醒しなかつたならば、佛教は益社會より無用視せられて、その卓越せる價値をも併せて忘され去らるゝであらう。

佛教の教理は果して實社會と交渉を有せざるか、佛教の史的事實は實社會に對して如何なる態度を取りしから現今の佛教徒は社會的に自覺を要せざるか、今これ等の點に就て聊か所見を陳ぶる考である。現代の文明は以何なるものぞといふに、希臘思想を中心とする物質的文明の勃興し來たので、我日本の社會に於てもこの思想が横溢して居るのである。元來歐米人の思想は、決して物質的のみの文明ではない。一方にはクリスト教主義が行はれて、人類は神の恩寵の下に救濟せらるゝといふ博愛平等自由等の道徳的の思想が有る。この二つの思想の潮流は、時に互に興廢しつゝ舊くより流傳し來つたが、近來クリスト主義よりも希臘思想は羸

と制して世は全々物質的に流れ延いて険惡に傾き、我が國の思潮も亦たクリスト化するものは少なく、希臘思想たる物質的文明に感染するものが優勢を占めたのである。由來我國の道徳は、儒教思想と佛教思想との調和したるものと根柢として發達したのであるが、今やクリスト主義と希臘思想との二つの潮流は、我が日本に會湊し來りて在來の日本の思想と大戰闘を起しつゝあることは、二十世紀に於ける最も目醒ましき事實である。而してこれが最後の調和は、日本の思想の根底となせる佛教に依りて解決せらるべく、故に佛教を復興し兼ねて現代の思想界に佛教主義を普ねく信知せしむる必要が新たに感せらるゝ次第であります。

又學問研究の上にも宗教研究の上にも佛教は大なる必要を有して居る。科學的知識の自信は科學萬能主義となつたが、近來はその諱見に氣付いたので、例へは教育の上にも學校を建築するには、教場の位置は如何にせば衛生に適するや、ボーラードの方向は如何、壁の塗色は如何と、總ての上に科學的知識を應用して、物質的

(3)

る。开は佛教は一面高遠なる哲學であると同時に、一方には大なる宗教である、この偉大なる佛教が如何にして哲學と調和するかといふに就いては、多くの研究を要しない。教祖釋迦牟尼は、絶大なる救世者佛陀なると同時に、一方には靜座冥想して宇宙の實相を達觀し給へる大智者である、三千年後の今日まで大なる光を有して、多くの偉人が敬服する所を見れば、釋迦佛の知見の卓越せることが證據立られて居る。ソクラテスやアリストートは大哲學者であるが、釋尊はそれ以上の大哲學者であるのみならず、温かき慈悲を有し給へる救世者である。世界の宗教史中釋尊の傳紀より勝れたるものは他にあるまい、かゝる大宗敎家たる釋尊が、一面には大哲學者であるから、こゝに哲學と宗教とが調和せられたのである、これは到底凡庸なる學者や宗教家の企て及ぶ所ではない、さればこそ泰西で是東洋の文明と研究せんとして佛教の研究に重きを置き、現に日露戰役の最中に露國は、態々人を西歐に派遣して困難なる入藏を企て梵本の法華經を得て之を印

的には完備せる學校を設くることは能ても、それに相當する完全なる人格を有する教員を得ることは實に容易でない、又何程商業取引の設籍は科學的に發達しても、商品を粗製濫造して失敗に終るのは、畢竟商業道德が缺けて居る爲めてある。これ等は皆心靈を修養する必要があるのである、凡そ政治、經濟、其他社會一般の事物は、道徳宗教を根底とせば、眞正なる光ある文明は來るものでない、又科學的知識の必要と同時に、より以上の哲學的知識が鮮明でなければならぬ、世に厭世自殺者が多いのは、哲學的知識が缺けて居ることを證明する所の事實である、大にしては現代の學者、政治家、教育家、上流社會の人々の心裡を解剖して見れば、不透明なる頭腦が多數を占めて居るのである、哲學的理性と宗教の信仰とが能く調和されてころ、人生社會に安立することができ、これに依つて心靈上の大問題は初めて解決せられ、そこに大なる光ある文明を實現することが出来るのである、而して我が佛教は、哲學と宗教とを調和する最後の光を有して居る。

懲ることであるが、聞く所にては北米新約克に世界各国の社會主義者が大會合を催ほし、各國の主権者富豪を説教して國稅を免かれ財貨を掠奪しやうと決議し、その會合の中に日本の社會主義者三十餘名も加はり、内五名は決議を實行する委員となつて日本に舞戻つたといふ、その目的とする所は實に恐るべき事柄であるかしる危險無謀なる主義を抱くものは、或は只三十餘名のみ止まらないかも知れぬ、これを打捨て置くならば、實に由々敷大事を惹起すであらう、又一方には個人主義が甚しき勢もて勃興して居るのである。自己さへ宣けば可いといふ、自己を中心とし、夫婦を中心として起る主義である、夫婦相愛の情は強いが、親は決して拂ひ付けない、親は子を教育する義務はあるが、子に養はれやうとする卑い心を持つべきものでないといふ、されば米国人の如きは親が財産を子に譲り與へて子に養はれるといふ日本の如き風習はない、子も又獨立して自己の爲めに稼いて居る、假令親が飢へて居らうとも一向拂はない、自己は馬車に乗つて感張

(5) 賤何れも其天分を盡さしめねばならぬ、これを救ふ道は佛教の温き、慈悲の教訓報恩主義の教に過ぎたるものはありません現社會に於ける險惡なる如上の事實は、到る處に瀕蔓し、生存競争に激甚を加へ、都會の弊風は流車に乗せて直ちに田舎に運ばれるから、淳朴な地方の人情も陥急險惡の都風に感染し、利益を趁ふこと水の低さに就くが如く、例へば工場生活の如き、雇主の恩を去て、只賃銀の貰き所に赴くから、雇主も亦雇人の困窮を救ふ考を持たぬ、そこで雇人が一朝病に罹り職業に就けなくなると救者がないから、獨り貧困に苦しむより外はない、衣食住に缺乏を告げれば浮浪者となるか、行旅病人とならねばならぬ、かかる可憐なる貧者は益々増加する、生活難の爲めに自暴自棄して酒を強飲する、普通の酒は高價であるから醉ふ程に飲めない、芋杯から造つた悪酒がある、それを五錢か七錢位飲めば直ぐに酔ふ、酔つての間は心持は可いが遂に健康を害する、その子には悪い遺傳のものが生れる、白痴か低能児と

て居る、婦は始に仕へる事を好まない、財貨の爲めには親も子も夫も婦も互に争ふといふが個人主義の弊である、斯様な者が瀕蔓つて居るので、これは教育の上からも非改善せねばならぬが、幸にして佛教には報恩主義を教へ、父母國王等の四恩六恩を説き、忠孝道德を獎勵して居る、子として親を忘れ、國民として君主に背くやうな悖徳の思想は根本から撲滅しなければならぬ、それに長々しい講釋は要らない、倫理道德の説明を長々しく講釋するのは閑人か學者の事業で、算盤を持ち鍼を把る活社會に對しては明晰なる宗教を以て教ゆれば可い、又自然主義といふ卑しい慾望に耽るものがある。その次には煩問、厭世、自殺といふ風に詰らない思想が起る、これを匡教には教育の力が無論大切であるが、それのみでは到底及ばない、權威ある教訓を以て躊躇へる精神に決定を與へねばならぬ、即ち宗教的權威を以て「斯くあるべきものなり」と決定を與へ、貧者は富者を嫉まず、下に在る者は上を恨まず、上に在る者富める者は仁愛の精神を養ひ、貧富貴

なる、子を養ひ兼ねて棄てる、左様なものが我國では年を逐ふて非常に増加しつゝあるといふ、又不良少年はカツバラヒとなり、悪いものは盜賊となる、今日の文明は却て益す罪惡を殖やすのである、監獄の囚人が五萬人、役人が一萬二千人、それに費やす金額は五百萬圓以上である、裁判官等の費額が又五百萬圓併せて一千萬圓の國帑は、斯かる不良民の爲めに消耗されて居る、これ等の犯罪者を調へると累犯者は半數以上あるといふ、殊に千葉縣下は全國中の統計上犯罪人が多い方であるといふ、要するに斯の如き忌むべき状態と呈するは、人類の慾望のみ崇まり、經濟が伴はず、精神修養の足らぬ結果である、これを救済するには無論政治、經濟、教育、衛生の力を要するが、それ等の力のみでは到底充分に救済し得ない、一方に宗教の大なる救ひの力を要するのである、吾政府は今まで法律外交、軍事の三大政策に力を入れて、社會事業には無頼着であつたが、近來之れに氣が付いて労働者の保護病者の救護等に着手することになり、教育も德育を獎

唱して居る、併し真正に完全なる人格を作り國家の統治を救ふには、宗教の感化を與へなければならぬ。政治家も教育家も夫々本務に盡す爲めに暇がないが、多くの寺を活用して多數の僧侶が聴い昔話を止めて國家社會に利益ある講話をして、眞の佛陀の慈悲教濟と教へたならば、一方國政を助くると同時に佛教徒も教濟の本分を果たすことが能るではないか。

今佛教を側面より窺へば、今日の如き狀態の儘打捨て置かば、早晚社會に見捨られるに相違ない。現に廣島縣の或る村で、村の公益を計る爲めに會を設け、村長始め名媛家、教育家、宗教家を發起者にしやうと寺の和尚に相談した處、和尚はそんな事には關係しないと付けた、そこで熱心な村人は立腹して左様な沒分曉漢は村に置く必要がないと、直ぐ一同離植を申込んで全村絶交することとなつた。和尚は居溜らなくなつて夜逃をしたといふ實話がある、これは極めて烈しい實例であるが、今の大半の僧侶は深遠なる教義をも説かず社會の公益とも計らない、隨て社會は自然寺院の

必要を認めないことになり、暗黙の間に不歸依となり雨は漏り壁は落ちても寺院は無用の費物だと一向構ひ付けないことになつて、遂に全く社會より見捨てられても一言半句も申譯が立ないのである。

然らば今の僧侶の狀態の如くに實社會に遠ざかり社會を捨てる世捨人主義が佛教本來の主義かといふに決して佛教は人生を輕ろんする教ではない、法華經には人生を尊重せよと詳細に教へられてある、中にも常不輕品といふ經文は、この全体に亘りて此人生を尊重して善良ならしめよと訓へ、又法華經に反對する者を指して「人間を輕蔑する者」とも説いてある。されば佛教は人生に交渉を取り政治・經濟・教育・衛生・生産業等すべてに涉つて感化教導の任を盡すべきである。かく云へば似而非僧侶は「佛教者は高遠なる教義さへ説けば可い、社會に交渉を取るべきものでない」と反對するであらうが、法華經の主義は、決して左様な偏狹な教ではない、即ち俗諦開會の妙旨といつて、世間の俗語を導くと共に絶待の信仰を教へて現世安穩後生善處を得

せしむるのである、若し俗間の經書、治世の語言、資生の業等と説かんに、皆正法に順ぜん」と示されてゐる、俗間の經書とは人道の事、治世の語言とは政治法律等の事である、資生の業とは殖産工藝等すべて生活を賣くる業務と云ふのである、これ等人生百般の事は真正なる宗教と並行してこそ初めて社會の光となるべきたので、即ち「先づ四表の靜謐を祈り、須らく佛法を立つべし」先づ生前を安じて、更に後を扶けん」と論じてある、又「官仕を法華經と思召せ」と上人がふならば、商業を以て法華經とせよ、農業それが法華經である、家政と法華經と心得よといふ意義になる、職業に努力すること、それが法華經の歎意に叶ふと知るならば、決して佛教は迂遠なる教でないことが判る

であらう、その上佛教には政治・經濟・衛生等百般の事業に對し夫々懇切なる教訓がある、佛陀釋迦牟尼が印度に出世し給へる當時、已に業に社會各方面の改善を途成せられ、仁王經を説いては王者に仁愛を教へ、豪貴の跋提迦王にも賤民の優婆離にも、須達長者にも貧者須達多にも、利根舍利弗にも愚鈍なる衆特にも、總て普く各階級に涉りて平等に慈訓を垂れ濟度の光を與へられた、佛滅後に最も顯著なる事實は阿育王の佛教的政體である、即ち大法官を置て一方に政權を有する官吏が他の一方には慈悲教濟と司どる制度を立てられた、日本では聖德太子が鎮護國家の大法として佛教を採用され、悲田、敬田、施藥、療病の四院を建て、専ら無告の民、貧困の病者を救養して、皇帝の仁慈と佛教の法益とを知らしめられた、南朝の僧信深く、中にも聖武帝の后光明皇后が癪病者を自から施療せられた美談は世人の普く知る所である、其他佛教史上光ある事蹟は甚だ多い、特に日蓮上人の法華經主義は上にも述べたる如く實社會を導いて美なる寂光淨土の面

影を此の上に持來らし、世を發農靜謐の代となし、人の的事實は實社會へ交渉を取り來つたのであるから、之を思ふたならば現代の佛教徒は決して憎惡を食ることは出來まいと思ふ、尤も僧侶が奮起せねばならぬ計でなく、苟も佛教信徒たるものは、能く上來の趣旨と体して外護の本分を盡くし以て實社會をして佛教の實益を知らしめねばならぬ。

予は今内務省に催ほされたる感化教濟事業講習會の閉會式と新たに佛教徒の組織に係る社會事業統一機關の會合に出席して漸く前刻來會した次第て、本論の主旨は只其概要を語つたに過ぎないが、幸に有吉本縣知事の如きは感化教濟事業に尤も熱心の方であるから、今後本縣下に於ける社會改善の事業に就いては、本宗僧侶並に信徒諸士が一致協和の下に十分活動せられて能く社會の改善向上の任を盡くし、外は國恩に答へ、

對文は、壽量所顯神力結果の當軀蓮華を說き顯したる來由と判ず、且其細科は文に臨みて辨じて聽せます、信て是れよりは隨文消釋して聽せますが、此の雖然の二字の意味は簡公の辭て有ますが、簡にも簡び捨ると簡び取るとの二つが有ます、今此雖然の二字には簡び取ると捨るの二を兼含して居ります、其所で簡び捨るの義は次ぎ上みの文に台家諸先德の當軀蓮華の勸文に方便品の諸法實相の文或は寶塔提婆及び涌出妙音觀音等の中の種々の勸文をかぞへ擧て簡び捨て難いもので有る、此の諸法實相の文が迹門理具の五重玄義の要法當軀蓮華の文で有るから、簡び取りて示して有ます、神力品の文に至つては、上の台家の諸先祖の文と御書きにならんのは、上に台家先祖の勸文に諸法實相と舉て有るから、それに順じて別に文を示さないので有る、此の諸法實相の文が迹門理具の五重玄義の要法當軀蓮華の文で有るから、簡び取りて示して有ます、神力品の文に至つては、上の台家の諸先祖の勸文に曾て之れなく、宗祖獨得の勸文なれば、確乎と如來一切所有之法等と經文を舉て示して有ます

影を此の上に持來らし、世を發農靜謐の代となし、人の的事實は實社會へ交渉を取り來つたのであるから、之を思ふたならば現代の佛教徒は決して憎惡を食ることは出來まいと思ふ、尤も僧侶が奮起せねばならぬ計でなく、苟も佛教信徒たるものは、能く上來の趣旨と体して外護の本分を盡くし以て實社會をして佛教の實益を知らしめねばならぬ。

予は今内務省に催ほされたる感化教濟事業講習會の閉會式と新たに佛教徒の組織に係る社會事業統一機關の會合に出席して漸く前刻來會した次第て、本論の主旨は只其概要を語つたに過ぎないが、幸に有吉本縣知事の如きは感化教濟事業に尤も熱心の方であるから、今後本縣下に於ける社會改善の事業に就いては、本宗僧侶並に信徒諸士が一致協和の下に十分活動せられて能く社會の改善向上の任を盡くし、外は國恩に答へ、

雖然日運方便品與三神方品、如來一切所有之法等一文也、此文天台大師引之ヲ證ニ、今經五重玄義也、殊更此ノ文、正證文也、文

借て本店に於ては、本文の雖然の下より始め、下の云云是也と云ふ十五行の妙判を講じて聽せますが、一寸大意を述べますれば、此の十五行の文は、宗祖が開迹顯本一部本門の法華經の中に於て、當軀蓮華の誠證の勘文を判じたるが大意で有ます、此の十五行の文は、大に分つて三段、初の二行十字は、總じて顯本一部の法華經の中に於て所開の迹の勘文と能開の本の勘文とを示し二に問次上と云ふ文より去て下の南無妙法蓮華經に至る十行八字は、別して本門能開の經の中に於て當軀蓮華の正しき勘文を示し、三に爾前の下の廿二字の

## 當 軀 義 抄 (九)

齋八十老比丘 坂本日桓 講義

内は佛祖に酬へ、國運の進歩と佛教の興立との併進を祈らねばなりませぬ

有ります斯の如く能開所開本勝述劣の當軀蓮華の二文を引用し給ふといへども、其正意は壽量所顯神力結要の當軀蓮華の妙法なれば方便品の文は引き放しにして置て論せず、神力結要の文に就ては兩重の問答を設けて懸に料簡して判じて有ます、方今は執述病に罹り一致熱に冒さるゝ者の鮮少様に思はれますか、老弱等が若き時は勝劣を建る僧侶を見ては劣派劣道と罵り止むを得ず質詞に質詞で無文字不學の新發意小僧等は、一致者流の輩を述道と呼び袋擔の才藏と嘲り、兄弟牆に闇の苦しき時代も有ましたか、それもこれも皆な執述の先哲達が斯の如き本達二門の經文を並べ舉て引用したる妙判を見ては、深重なる意味有る事も辨へず無味に本達一致の判なりと妄想したるより學文上の事は棚に掲て仕舞途に人身攻撃の惡戯に陥りたる者て有ます、孔子の弟子の子路と云ふ人は過ち有る行狀を聞ては喜んで改めたと申す事て有ますが、野狐や白蛇を祭

此の文を消釋すれば、此れは宗祖本門開願の知見を以て判じ、且つ大師の内鑑に約して判じたる妙判なれば所開の方便品の文と能開の神力品の文と此の二文と指して此文と御書きになられたるて有る、文の意は天台大師が所開の述門の方便品の諸法實相の文を引用して此文と御書きになられたるて有る、文の意は天台の神力品の結要四句の文を引用して事具の五重立義の當軀蓮華を釋したる也と判じたる妙判て有ます

殊更ニ此ノ一文々證文ナ也文

此の文の意は、日蓮が所有を申され、本達二門の當軀蓮華の中に於て、殊更本門能開の壽量所顯神力結要の事具の當軀蓮華の此の一文が、末法相應の妙法の正しき證文なりと云ふ妙判て有ます

問次、上所引文證現證殊勝ナ也、阿ノ執ニ神力、一文、耶、答此、一文有ニ深意故ニ殊更ニ吉ナ也文、此文分て二つ、先是問、次は答て、先づ問の文を消釋しますれば、次ぎ上みに引く所と申すは、上の御妙判

るは宗教者の大なる過て有る、過て改ひるに憚りてはなりませぬ、偕て方今ても執述の族も有らん歟、有らば可憐の至り惘然の極て有る、我が先師養德院日乗聖人迷徒を誠て曰く、造趣由教、教門若差行曲證遂成レ權矣執述の輩此の語を胸に當て勵へよ、嗚呼我が本宗の僧俗男女宿福の幸ありて顯本法華の教門に入り本勝述劣の祖判に順じて差はず、本因本果一軸不二の本因下種の妙行を修して曲らず、爰に於て其造趣は本因本果一軸不二の佛身を成就して證遂に實と成の利益を得ること難有身の上なり、加之宗祖顯本法華信仰の我等を賞歎して曰く、正像二千年的國王大臣よりも未法の非人は尊貴也と仰せられたり、意は未法に生を受け不幸にして非人乞食の賤き身に陥るとも、壽量所顯神力結要の妙法を信唱する行者は、本有無始の當軀の蓮華佛なれば尊貴の身の上なりと仰せを蒙りたるこそ嬉しき事て有ます、此の妙判の事は上にて委しく辨じ、啓蒙の非を糺明して有ますから往見成されまし此文、天台大師引ひ之釋ニ今、經、五重立也文

丁ヶ問法華經何品何文等と判じたる文より下同、丁ヶ皆ナ當世ノ學者、鵠文也と云ふ文までを指して、次上所引と御書になつたので有る、次に文證と申すは、次ぎ上み所引の意じては方便品の一品を指し、別しては諸法實相の文を指したるて有る、經に説きたる文の證據を文證と申すて有る、次に現證と申すは、丁ヶ寶塔品の釋迦多寶分身の三佛、及び本化涌出の大士、八才の龍女、妙音觀音等の佛菩薩を指したるて有る、現證とは現前に當軀蓮華を證得たるを現證と申すて有る、此等は旁々以て殊勝千萬是れにて申し分は有るまいと思ふに、聖人於ては是れに反して神力品の結要の文を執り出して示されたるは何の理由が有りますか、と疑念を懷て問れたるて有る、其所で宗祖の御答には、予が古家の諸先徳を反して神力品の如來一切所有之法等の四句の要法の一連の經文は、未法今時に於ては甚深の意味が有て、我等が爲めには殊更吉祥文て有るから勘へて執り出して示したので有ると御答になつた妙判て有ます

問其ノ深意ハ如何ニ 答此ノ文者、釋尊本眷屬ノ地涌ノ菩薩付ニ観<sup>ス</sup>結要五字、當軸<sup>ス</sup>説<sup>ス</sup>文<sup>ナシ</sup>故ニ也、久遠實成ノ釋迦如來、如我昔所願今者已滿足化一切衆生皆令入佛道、御願滿足<sup>ス</sup>、如來滅後後五百歲中廣宣流布<sup>ス</sup>付囑<sup>ス</sup>爲<sup>ス</sup>說<sup>ス</sup>地涌<sup>ス</sup>菩薩<sup>ヲ</sup>召出<sup>ス</sup>、本門當軸<sup>ノ</sup>蓮華以<sup>ス</sup>要<sup>ヲ</sup>付囑<sup>ス</sup>給<sup>フ</sup>文<sup>ナシ</sup>、釋尊當二世<sup>ノ</sup>當軸<sup>ノ</sup>蓮華<sup>ノ</sup>誠證<sup>ス</sup>此ノ文<sup>ナシ</sup>也、故ニ<sup>ス</sup>末法<sup>ノ</sup>出世<sup>ノ</sup>本懷道場所得<sup>ス</sup>秘法<sup>末法<sup>ノ</sup>我等<sup>ヲ</sup>成<sup>ニ</sup>就<sup>ス</sup>現<sup>ス</sup>也、不可<sup>レ</sup>有<sup>ル</sup>也、真實以<sup>ス</sup>秘文也、真實以<sup>ス</sup>大事也、真實以<sup>ス</sup>尊也、南無妙法蓮華經、南無妙法蓮華經、</sup>

## 蓮華經文

此の妙判分て一つ、先是問、次は答、此の答の文に分て六つ、初の五句廿五字は深意を判じ、二に久遠實成の下の七句卅三字は、本佛の釋尊此の事具の當軸<sup>ノ</sup>蓮華の妙法を説て在世の所顯満足を判じ、三に如來滅後<sup>ノ</sup>下の六句卅四字は、壽量所顯神力結要の妙法は未法<sup>ノ</sup>於て廣宣流布<sup>ス</sup>することを判ず、四に釋尊出世<sup>ノ</sup>下の二句十二字は、壽量所顯神力結要の妙法は本佛所得の秘法

なることを判じ、五に末法<sup>ノ</sup>下の五句十九字は、神力結要の妙法は未法下機<sup>ノ</sup>人の相應の法たることを判じ六に故於末法<sup>ノ</sup>下の五句卅一字は、結成賞歎す、此の文に分て二つ、上の三句は結釋<sup>ス</sup>下の南無の二句は稱歎す、先づ分科の講義はこれて済みましたから、是れより隨文消釋して聽せませう、先づ問の文の意は今聖人の仰せには、神力品の如來一切所有之法等の結要の文を別して執り出して指示したることは、深意があるから引用したと仰しやりましたが、その深意と申すは如何やうなる深い意味が有<sup>ス</sup>する乎と、再び等ねたるので有<sup>ス</sup>ます、次に宗祖の御答の文を消釋しますれば、されば此の神力品の如來一切所有之法等の四句の要法の一連の文は、本佛の釋尊が久遠本地初住真因本因妙の御修行の時より御弟子となりし本眷屬の從地涌出の上行菩薩等に結要五字の御題目當軸<sup>ノ</sup>蓮華の法門<sup>ヲ</sup>付囑し、滅後末法に弘通せしめ五鴻深重の一切衆生

本未有<sup>ス</sup>善<sup>ノ</sup>我等<sup>ヲ</sup>教<sup>ス</sup>濟<sup>ス</sup>と説<sup>ス</sup>たる深き意味有<sup>ス</sup>る文なれば、日蓮獨り此の一文を執り出して指示したて有<sup>ス</sup>ると御答<sup>ス</sup>遊ばされたる判文で有<sup>ス</sup>ます、其次に久遠實成の下の七句卅一字の妙判の消釋を致しますが、此の判文の中の如我昔所願等の文は、聽誦の諸子の御悉知の如く述門所説の經文で有<sup>ス</sup>ますが、宗祖が此の述の經文を御引用遊ばされたる所以は、下文<sup>ヲ</sup>顯<sup>ス</sup>已<sup>テ</sup>通<sup>ス</sup>得<sup>ニ</sup>引用<sup>ス</sup>也と釋して、下の文の本門壽量顯本の説が顯れ已<sup>テ</sup>れば、一部唯述軸外孤獨の述門の妙法が開せられて一部唯本門軸内<sup>ノ</sup>述の妙法と成て、本述俱に三世常住の妙法と顯はれたる述の經文を引用遊ばしたる所以は、經文の如我昔所願と申すは久遠實成の釋尊五百歲<sup>ノ</sup>自ら是の念を作す何を以てか衆生をして無上道説たるのである所願とは種熟脫の三益<sup>ヲ</sup>施し化一切衆生皆令入佛道が所願て有<sup>ス</sup>ます、其處て久遠實成の釋尊が所願て有<sup>ス</sup>ます、其處て久遠實成の釋尊毎に自ら是の念を作す何を以てか衆生をして無上道悲の本願の文が、上に引用遊ばされたる如我昔所願今

者已<sup>テ</sup>滿足化<sup>ス</sup>一切衆生皆令入佛道の文<sup>ヲ</sup>有<sup>ス</sup>る、自我偈の每自作是念等の文は能開の經文、方便品の如我昔所願等の文は所開の文にて、何れも開述顯本本門軸内<sup>ノ</sup>本述の文で有<sup>ス</sup>ます、自我偈の文は妙判には有<sup>ス</sup>ませんが是非引き來りて講じて聽せねば、御妙判に引用したる意味が顯れませぬから引き來したて有<sup>ス</sup>る、所開の述の如我昔所願の文を引用して、本門壽量能開の毎自作是念の本願力の經功を顯したる妙判<sup>ヲ</sup>有<sup>ス</sup>ます、執述の輩の夢にだも見ぬ甚深不可思議の判文で有<sup>ス</sup>ます、一致好の日好が此の妙判と親撰ではないとて滅者滅者にして仕舞としたるは、大膽不敬の辭せ者で有<sup>ス</sup>る、其處て久遠實成の釋尊の毎自作是念の大慈大悲の本願力に酬へて、述門に於て開權顯實して一切衆生を理の一念三千の軸外<sup>ノ</sup>佛道に入れしめ、然る後に本門へ誘引して開述顯本し、無始の九界に無始の佛界を具し無始の佛界に無始の九界を備へたる眞の十界互<sup>ス</sup>百界千如意の一切衆生に本因妙萬善の功德と本果妙の萬德の功德を

得せしめたるを、如我昔所願今者已滿足化一切衆生皆  
令入佛道と所願の達門に説きたると判じたる妙判て有  
ます、是れは佛在世の如我昔所願今者已滿足の御悅び  
を判じたる文て有ます、次に如來滅後の下の六句舟四  
字の文を消釋致しますが、如來滅後後五百歳の文の事  
は、聽講の諸子の御存知の文なれば委しくは申しませ  
ん、正法一千年に二ヶの五百歳が有り、像法一千年に  
も又た二ヶの五百歳が有り、此の四箇の五百歳の後に  
一箇の五百歳が有ます、此の五百歳が白法隱沒の時で  
末法に入り最後の第五百歳じやから、後五百歳と申す  
て有る、次に中の字の説義て有るが、三種の説釋が有  
ます、一には後の五百歳中に廣宣流布する云ふ義と  
二には後の五百歳中より始りて末法萬年に廣宣流布す  
る義と、三には後の五百歳の真中で廣宣流布する義と  
の三種で有るが、後の眞中の義は辨じねば分りません  
から是れを解じて聽せます、五百歳の真中は二百五十  
歳て有る、宗祖は末法に入りて二百廿餘年の頃神力結  
要の妙法當轉蓮華の法門を、神  
力品に於て結要して付屬したるが、如來一切所有之法  
等の文て有るから、予は之れを勘文したるて有ると判  
じたる妙判て有る、次に釋尊出世、本懷の文を消釋し  
ます、此の壽量所顯神力結要の當轉蓮華の妙法の五字  
上みは久遠五百塵點劫の往昔本因果實修實證の時の  
出世を始め、第二番の外用垂迹の時の出世より中間今  
日盡未來際に至る世々番々の出世て有ます、其出世と  
とに無量恒河沙の法門を説き給ふといへども、隨他意  
方便の權教にて體の本懷の法門にあらず、其本  
懷の法門は壽量所顯神力結要の妙法五字の題目が本懷  
て有ると判じ、又た次ぎに道場所得、秘法の文を消釋  
すれば、此の道場と云ふも、今日途中の化他外用の寂  
滅道場にあらず、久遠本地の本因果實修實證自行内

(14)

得せしめたるを、如我昔所願今者已滿足化一切衆生皆  
令入佛道と所願の達門に説きたると判じたる妙判て有  
ます、是れは佛在世の如我昔所願今者已滿足の御悅び  
を判じたる文て有ます、次に如來滅後の下の六句舟四  
字の文を消釋致しますが、如來滅後後五百歳の文の事  
は、聽講の諸子の御存知の文なれば委しくは申しませ  
ん、正法一千年に二ヶの五百歳が有り、像法一千年に  
も又た二ヶの五百歳が有り、此の四箇の五百歳の後に  
一箇の五百歳が有ます、此の五百歳が白法隱沒の時で  
末法に入り最後の第五百歳じやから、後五百歳と申す  
て有る、次に中の字の説義て有るが、三種の説釋が有  
ます、一には後の五百歳中に廣宣流布する云ふ義と  
二には後の五百歳中より始りて末法萬年に廣宣流布す  
る義と、三には後の五百歳の真中で廣宣流布する義と  
の三種で有るが、後の眞中の義は辨じねば分りません  
から是れを解じて聽せます、五百歳の真中は二百五十  
歳て有る、宗祖は末法に入りて二百廿餘年の頃神力結  
要の妙法當轉蓮華の法門を弘めて、念佛真言禪律等の

説謗正法の輩の逆縁の者には、結縁の利益を與へ、歸伏  
順縁の者は下種成佛の利益を授へ、日本國中の一切  
衆生本門本佛の一佛乘に歸し順達二縁決定成佛の法  
益を施したる事が廣宣流布の時にて、それより末法萬  
年の外盡未來際迄流布し斷絶せしむる事なからしむる  
て有ると辯釋致したるので有る、其處で宗祖は何の理  
由有つて末法後五百歳の始に出現せず眞中に出現遊ば  
したると云ふに、其の始めの方には上根上機本已有善  
の衆生が生れ残りて有りますから、此の衆生を化度す  
るには恵心僧都や旦那僧正や安海安然和尚達に打任せ  
て、彌是衆生も生れ盡して日本國中の一切衆生  
悉皆下根下機本末有善の族となりたる其時が眞中に  
置て、約して辯釋した者で有ます、その大數と申すは龍  
樹の大論に小增小減之れを大數と云ふと有まして、年  
数が少しく増ても少しく減てもそれには構はず眞中の  
二百五十歳と大數を舉た者で有ます、斯く辯釋した先

證の道場を指したて有る、次に所得ノ秘法と申すは、  
自行内證の壽量所顯神力結要の三大秘法の妙法が釋尊  
所得の秘法て有ます、次に末法ノ我等成ニ就ス現當二  
世ノ當轉蓮華の誠證ハ此ノ文ナ也と、此の判文の大意は、  
獨り釋尊出世の本懷の要法のみならず、末法の我等が  
現當二世の所願を成就する本懷の法も、此の五字の當  
轉蓮華の法門が誠證の文て有ると云ふ妙判なり、更に  
門下の我等は神力結要の妙法を信唱する功力に酬へて  
現在には三災を離れ四劫を出てたる我此土安穩の本時  
の娑婆に住み、釋尊の本時の娑婆なれば佛國なり、佛  
國何ぞ衰る時あらん、我等が所住の處は寂光の寶土な  
り、寶土何ぞ壞るゝの節あらん、我等が所居の國土に  
衰微の患なく破壞の災なく安穩なれば、能居の行者の  
我等が身は、泰山の如く安全にして、心は入定坐禪の  
如く靜にして亂れず、三障の魔來て惱すとも毫も撓ま  
ず屈せず信唱不退の覺悟を究め、始め有り能く終りを  
全して修行を遂ぐるは、現在の所願成就て有ます、將

たまた當來の世は、妙法信唱不退の功德力にて、眞の靈山事の寂光の本國土に往詣し、本佛開闢の壽量の說法を拜聽し、無始の三道の凡身が即無始の三德の佛身と轉じ、本佛果地軀内所具の四十一位の本因妙の位に安住し、進て妙覺果滿の本果妙の極位に昇り、四德波羅密の樂を極むるが、當來世の所願成就て有ます斯の如く現當二世の大願を成就せしむる當軀蓮華の妙法五字の題目の誠證は、神力品の如來一切所有之法等の四句の要法の文此れなりと判じたる妙判で有ます、此の妙判の最初に委しく解釋して聽せた通り、性德本有の法に約する時は法界の森羅萬法皆當軀蓮華佛なれども、何の處にか天然の嫋動自然の釋迦有らんと釋して、妙法信唱不退の修行がなければ無始本具の常軀蓮華佛を顯はし得る事は出來ません、必らず忘れ給ふな

△故に於ニ末法、今時ニ如來、御使、外ニ當軀蓮華、證文、知出人、都不可有也。文此の科釋は上みて辨じて、きかせました、今此の文を消釋致しますが、壽量所願

△故に於ニ末法、今時ニ如來、御使、外ニ當軀蓮華、證文、知出人、都不可有也。文此の科釋は上みて辨じて、きかせました、今此の文を消釋致しますが、壽量所願

此の廿二字の妙判と一本に細註にして有る、正とすべしと曰講師の啓蒙に有りますが、其の正とする所以の指南も有りません、臆測とした申分で有ます、予は現本の通り本文として辨じてきかせます、是れは壽量所顯神力結要の妙法と、本佛の釋尊が説き顯はしたる原由と總結したる妙判で有ます、上の雖然より下の總結の文と見て宜ので有る、偕て此廿二字の引用の文には深き意味が有りますから、説義の時間が長く成ります、宗祖の宗義を害ひますから、説義の時間が長く成ります、宗祖所引の文は述門方便品の三請三止の中の初請の偈の偈の文を取りて引かせたれども、義は本門壽量の諸菩薩と書て有りますが、佛と申も圓と云ふも名異軀同て事で有ります、其處で求佛諸菩薩と云ふ此の諸菩薩が、爾前に於て圓を求めたる嫋動等の八萬の大士ヒヤから四請四誠の文として引用に成つたて有ます、偕て經文には求佛諸菩薩と説きたるを、妙判には爾前の圓の苦の字になして有る、佛と求むるも圓を求むるも同じ

諸菩薩と説たるので有る、次に經には大數有八萬と説て人數に約して有ります、妙判には大衆有八萬と書いて在座の人に約して有りますが、別に誤りと申すても有りません、何となれば經には諸天龍神等、其ノ數如恒沙、求佛諸菩薩、大數有八萬、又諸萬億國、轉輪聖王至、合掌ノ以敬心、欲聞ニ、具足道と説て、八句四十字有ります、妙判には爾前ノ圓菩薩等、今經ニ大衆有八萬、欲聞ニ、具足道と判じて三句十八字で有ますが、經と妙判と斯の通り文に存略が有ります所以は、取意省略して引用したから文字の數が減じたるて有る、然れども其義理は圓滿して有ります、然る所以は爾前ノ圓菩薩等と有る等の一宇に、經文の上みの諸天等の二句と下の又諸等の三句を等取したるて有ります、實に奇特不思議の御文章で有る、是迄は取意して引いたる理由を辨明してきかせたるて有ます、是より宗祖述門方便品の三請三止の文の中の初請の偈の文を取意して引用したる所以を辨じてきかせませう、是は之れ一部唯述本迹一致軀外の迹の方便品の文を引用

△眞實以テ秘文也、眞實以テ大事也、眞實以テ尊也、南無妙法蓮華經、南無妙法蓮華經文此の科釋も上みにて辨じました、よつて此の文を説じますれば、眞實以テ釋尊の内證秘密の經文なれば、猿に口外に出すべからず眞實以テ本佛出世の大事の妙法なれば、猿に口外に出すべからず、眞實以テ靈山別付の尊貴の妙法なれば、猿に口外へ出すべからざる者也と結釋したる妙判で有ります、最後に二遍の御題目を書せたるは、一は順縁の者へ回向し、一は逆縁の者へ回向す、又一は宗祖自行内證の唱題、一は化他外用の唱題なり、其他種々の表示あり、略します

爾前ノ圓菩薩等、今經大衆有八萬、欲聞ニ、具足道云云是也文

したるのでは有ません、開述顛本一部唯本本勝劣  
軸内の述の方便品の文を引用して、本門壽量品の經功  
を顯したる試文で有ます、本門開顛の上には文ニ述  
門義へ在「本門」で、文は述の方便品の三請三止の中の  
初請の文なれども、其義は本門壽量品の四請四誠の文  
として引用遊ばされたるので有ます、爾前に於て圓の  
佛道を求めるたる彌勒等の諸菩薩を始め一會の大衆、合  
掌以敬心して無始事常住十界互具百界千如事の一念三  
千の具足道を聞き奉らんと欲し願はれたるによつて、  
佛三誠重誠の上事の一念三千の具足道を壽量品に於て  
廣博に御説に成つて、化一切衆生皆令入佛道して釋尊  
の在世は今者已満足して、又た滅後末法の本末有善の  
衆生五濁深重の我等を救濟せんがため、壽量所顯の具  
足道の廣博の法門を神力品に於て四句に結要して、地  
涌の大士に別付嘱したる如來一切所有之法等の文なれ  
ば、日蓮殊更勘文し出したる者なりと申す意味の妙判  
て有ます、文に云云是也と御書になりたるは、斯の如  
く總密に判し給ふべきと云云是也と略したる御言葉で

途を講ぜしむるは、更に最も善き方法なりといはざる  
べからず、英國の聯合慈善協會長ロフクは嘗ていへら  
く「人をして自助の人とするが爲めの助力は、是れこそ真正の救濟事業にして、真正の救濟事業は人をして  
道義の念に教く自助の精神に滿ち、勤勉力行の人とす  
るに在り」と。されば救濟事業としては、先づ救護を  
受くる者をして自營の精神と勤勞の氣風とを與さしめ  
んこと肝要なり。

今泰西諸國に於ける、慈悲救濟の事業につきて、其起源を討ねるに、概ね宗教の觀念に基けり、隨ひて其救助も亦主として醫りに施し與へたるが爲め、往々にして窮民の數を減するはあろか、却て之を増加せしめたるの憾あり、現に英國の如きは、今日も尙ほ救貧法の存するありて、一年間に費す所は、一億圓内外に及びと云ふ。かの國にて「撒水の如き慈善」といへる諺は、「燒石に水」といへる我國の俗諺と略ば同じ意味にして、施與を溢りにするは、受くる者をして徒らに怠惰の心を起さしめ、害ありて益なしとの意に外ならず

有ます

## 我國に於ける慈悲救濟事業 (一)

本編は内務省に於て調査編製せられたるもの、本編より逐次掲載して新興發展の一助に資す(編者識)

### 第一章 総 説

救濟事業の本旨——眞正の救濟事業と自助の精神——泰西救濟制度の趨勢——我國の歷代と賑恤の仁政——現行救濟の制度——地方に於ける慈惠救濟基金——出征軍人の家族と其救護——戰時の生業扶助と其効果

慈惠救濟の事は、もと貧しさを救ひ乏しきを恤むにあり、されど救濟の方法としては、徒らに金品を恵み衣食を施さんよりも、寧ろ貧窮の者を教へ導きて生業に就かしめ、徐ろに其境遇を改善せしむること、誠に近世に於ける慈惠救濟の本旨とする所なり、殊に一步を進め、其未だ貧窮に陥らざるに先だちて之が豫防の

隨ひて醫りに救助を爲すは、必ず惰良を助くるの弊害ありとし之を批難して已まさるもの亦故なきにあらず是に於てか獨逸には、之が創始の都市に因みて、所謂「エルベルフエルド」制なるものを立て、委員をして貧民を訪問して其家政と生業とに就き、一々之を指導するを本旨とせるあり。更に英國にも「貧民勞役制度」なるものゝ制定せられて、救助を求むる窮民にして身體の壯健なる者は必ず之を勞働に就かしむることを規定せるあり、其他各國に於ても失業者を救濟する爲めには、農業殖民制度あり、小商工業者を保護する爲めには、公立質屋制度あり。更に職業を求むる者の爲めには、職業紹介制度あり、其他一般の貯蓄を奨むるが爲めの貯蓄銀行、及一般人民の訓育に資せんが爲め各種の簡易教育を與すに至れり。是に皆時世の進歩に伴へる當然の施設なりといふべし。

今之を我國に視るに、賑恤救濟の制度や、其由て來る所亦極めて遠く。大化の新政に於ても、既に班田の制を探りしあり、文武天皇の時にも亦諸國に義倉を設

くるの制を立てられ、饑饉あれば則ち之を開きて窮民を赈はせり。殊に推古天皇の御世には、夙に施薬院悲田院等の設けもあり、聖武天皇の御代に至りては、更に一段の光彩を添へたり、是等の事業は何れも皆民を愛して仁を施すの川氏の時に至りても、民間には五人組制度ありて、隣保互に相扶け、救恤の事も亦相互救濟の旨趣に頼りて、先づ隣保より之を始むるを法とし、諸藩亦各々宜しきに従ひて賑恤救濟の制を存せり。維新以後にも先づ恤救規則、罹災救助基金法の定められしあり、感化法、又は頼邊なき児童の親権施行に關するの制度、精神病者の監護法、行旅病人死亡人の取扱法も、亦皆新たに設けられたり、若し之を泰西の諸國に比せば、法制としては、尙ほ幾多の講究を要すべきもの少なからずと雖も列聖代々相紹ぎ、德を樹て給ふこと深遠にして民を視たまへると、猶ほ慈母の赤子に於けるが如く其政を施し制を定められたるの跡や、總べて黎民惠撫の聖旨に出でざるはなし、曩に英照皇后陛下

(20) くるの制を立てられ、饑饉あれば則ち之を開きて窮民を赈はせり。殊に推古天皇の御世には、夙に施薬院悲田院等の設けもあり、聖武天皇の御代に至りては、更に一段の光彩を添へたり、是等の事業は何れも皆民を愛して仁を施すの聖慮に出てざるなし、降りて德川氏の時に至りても、民間には五人組制度ありて、隣保互に相扶け、救恤の事も亦相互救濟の旨趣に頼りて、先づ隣保より之を始むるを法とし、諸藩亦各々宜しきに従ひて賑恤救濟の制を存せり。維新以後にも先づ恤救規則、罹災救助基金法の定められしあり、感化法、又は頼邊なき児童の親権施行に關するの制度、精神病者の監護法、行旅病人死亡人の取扱法も、亦皆新たに設けられたり、若し之を泰西の諸國に比せば、法

の崩壊せらるゝや、畏くも特に内帑の資四十萬圓を下だし給ひしかば、之を地方に分配して、地方は之を恵み救濟の資金となし、爾來利殖して其額已に約二百萬圓の多きに上はれり。是れ實に下を愛し民を恤み給ふの聖旨に外ならずして、寔に後代に傳ふべき無二の記念とすべきものたり。

近くは三十七八年の戰役に際しても、下士兵卒家族救助令の發布せられて、國家は從軍者の家族にして生計の貧困なるものに對しては、生業の資料を與へ、或は衣食の料を給せしめたり。されど其救助を與ふるには、先づ隣保互に扶けしめ、其力足らざる場合に於て始めて之を救助する方針を執れり、殊に之を戰時に於ける地方救援の事業に徹せば、其救助の方法や、何れも生業を得るの途なきもののみに對して、金品を與へ又は授業施療を爲し、苟くも其業に堪ふる者に對しては、之に生業を與へ又は職業を紹介し、一に教護を仰ぐ者をして、獨立自營の精神を失はざらしめんことを唱めたま。されば此方針は實に教護の目的を達したる

のみならず、進んでは勤労を促がし産業を發達せしむるの導火となり、之に依りて地方の副業を普及せしめたることも亦鮮なからず。此方法は自から助くる者を助け惠んで而かも費さざるの道と云ふを得べし。

## 第二章 貧児及孤児の教養

貧児孤児の教養と第二の國民——孤児憐憫と岡山孤兒院の設立、龍華孤兒院と院児の教養——令名ある佛教者と慈善事業——岡山市花爛の児童教濟事業と米國婦人アダムス——日曜學校と貧児の教養——庶民の衛生状態改善と施療部の開設

我が國の慈悲事業は、其種類極めて多し。されど貧児孤児の教養の如きは、中に就て最も忽かせにすべからざるものゝ一たり。少年は第二の國民なり。されば之のといふべし。されば英人は國家が其兩親に代りて、之を教養するとの意味にて、貧児孤児を「國家の児童」

と呼びて之を訓育すべしとの趣旨を明らかにせり。方今我國に於て博愛事業に心を傾け、父母に代はりて能く貧児孤児の保護養育に力を竭せるは、其數多々あるも、岡山孤兒院の如きは、其特殊なるものゝ一なり。岡山孤兒院は、明治二十年院長石井十次の創設せし所にして、當時十次は一介の醫學生に過ぎざりしが、偶々英人ジョージ・ミュラーの渡來して、到る處に基督教を傳道し、因て孤児教育の實況を語れるを聞きて深く感ずる所あり。後岡山縣和氣郡に在るの時一日路頭に迷へる三人の孤児に出逢ひ、之を見て惻隱の念に堪へず斷然意を決して所有する所の醫書數十卷を焼き身を以て孤児の教養に任せんとするに至れり。爾來二十年の長き幾多の障礙を排し備さに艱苦を嘗めて、能く岡山孤兒院の今日あるを致せり。今其現況を叙せんに、教養に關しては、或は院内の校舎に於て學齋の兒童を教へ、或は院外の良家に託して保育せしめ、或は開墾地に送りて農林の業に就かしめ、或は遠く海外に派遣して修業せしむる等力を盡すこと頗ぶる懸念なり

加ふるに宮崎縣に於ける開墾地は既に七十町歩に及び造林農耕の作業共に益々盛んなれば、州の一隅に新たなる一村落を造る日も遠きにあらずと云ふ。

龍華孤兒院は福岡市にあり、三十二年七月を以て開院せり。我國佛教者の經營せる孤兒院としては、夙に一頭地を拔けるものなり。設立以來著々として其實を擧げざるなく、現に收容せる孤兒は百三十八名を算せり。之が教養の方法としては、學齢の兒童を公立小學校に通學せしめ、相當の年齢に達するときは之を良家に託して實業に就かしむ。院兒は「幼稚部」「幼年部」「少年部」「青年部」の四種に分ち、少年部は保姆を付して之を養育せしめ、青年部には職業を授け、或は其他の方法に依りて自營の道を講ぜしむ。其精神の修養につきては、總べて佛教の教義に依れり。院長を七里順之といひ、其父恒順は真宗派の僧侶にして其名世に高かりしが、夙に私立學校を起して龍華學校と名づけ、僧侶の子弟を教習したこと、前後六百名の多數に上れり。されど二十六年四月恒順の病に罹るや、學校を閉

鎖するの止むなきに至りしかば、其子順之を戒めて「なとひ校舎にして腐朽破壊するも、決して土地家屋を撤回すると勿かれ」との旨を告げり。順之も亦夙に心を慈善の事業に留め、殊に孤兒の教養は一日も忽かせにすべからざることを感せり。偶々朽木縣那須野ヶ原に赴きて本郷定次郎の設立せる曉星園を視察して還り益々孤兒を教養するの急務なることを認め、一日父に其志願を告げたりしに、恒順も亦直ちに之を許せしかば、遂に「龍華學校」を以て新たに教兒院となすに至りぬ。花畠は閩山市の東端に位する貧民部落にして、人口一千五百餘あり。其住民の不潔にして規律なさことは、他の貧民部落と一般にして、殊に不正の業を爲すものあり。而かも漸ね改悛の念に乏しくして、これを矯正するはもとより容易の業にあらざるなり。米國の婦人にアダムスといふあり、我國に來りて基督教を傳道せんとし、先づ其寓居を閩山に定めたり。一日花畠を過ぎて、手足は垢にまみれ身には捲縷を纏へる兒童の群を成して其前後を取巻けるに會ひしが、爾來屢々是

等の兒童と語を交へ、或は之と嬉戯し漸やく相親しみに及びて部落の内情を審らかにするに至り、依りて益々愛憎の情に驅られ、以爲へらく「彼等はもとより日常生活に窮れども、之よりも更に缺乏せるは訓育にあり」と、是に於てか先づ「日曜學校」なるものを開きて、一週一回之が教養に努めぬ。されど緩むること僅かに一日にして然も冷やすこと六日なれば、些かの効果を擧ぐることを得ざりしかば、更に一定の校舎を設けて兒童を此に収容して、日々普通教育を授けたり。事は今を距ること十餘年の前に在りしが、近くは三十八年に至りて、新たに其校舎を建築するや、殊に廣き一室を設けて、庶民を教誨するの用に供し。更に女子の爲めには手工と裁縫の兩科を加へて、自營自活の道を教ゆるに至れり。されどアダムスは貧民教育の能事未だ甚に擧れりと爲さず、更に進んで庶民の衛生状態を改善するの必要ありとなし。縣立病院長の援助を得て、始めて「施療部」なるものを開設せり。爾來患者を施療すること、最近に至るまで前後七百餘人

の多きに達せりといふ。今や兒童の爲めには更に「少年俱樂部」「少年圖書館」の設けもあり、大人の爲めには講義所の設けもありて、其境遇を改善せしめ其品性を陶冶せしめんとする事亦至らざるなし。されば可憐なる兒童と其父兄とがアダムスを敬慕して之を忘れるも亦まことに故ありといふへし。

第三章 幼兒保育事業

幼兒保育事業の特長 — 战時後援と保育事業 — 神戸市婦人奉公會の經營 — 青木保育所と其設立の動機 — 二葉幼稚園と母の感化 — 園児の入浴と親の會 — 育院の起源と松平定信 — 核性疾病的減退

細民を救濟する法一ならずと雖も、其最も有効なるは、生業を授けて其急を救ふに在り。而かも生業を授けんには、先づ彼等の幼兒を引き取りて、之を保育するの備なからべからず。其兒を扶けて其母を勤勞に導くは、幼兒保育の必要なる所以なり。されば泰西諸國

に於ても、貧民の救助は必ず幼児の保育と相待て之が設備をなさるはなし。我國に於ても亦風に幼児保育の必要を認められしも、之を實行するに至りしは、近かく戰役以來の事たり。中に就き「神戸市婦人奉公會」の幼児保育事業と山形縣酒田町に於ける「青木保育所」の事業とは、實に其特色あるものなり。

神戸市婦人奉公會は、同市有志婦人の組織せる團體にして、生業扶助の趣旨を貫くが爲めに、市内に保育所數箇所を設け、此に兒童數百名を集めて、晝間は之を保育せり。かくて出征者の家族に對して、各生業を紹介し、労働に堪へざるものに限りて、或は衣類を授けて其缺乏を充たし、或は無料にて産婆を遣はし、產婦の分娩を助けしめたり。されば此方法に依りて、一面には軍人の家族をして獨立自營の念を失はざらしめ、一面には著しく金印の救助を減ずることを得たり。其幼児保育事業の隨一を以て呼ばるに至りしは益しが爲めなり。されど此種の事業や、もと平時に於ても缺くべからざるの設備なるが故に、近ごろ之を

幼児保育所を設立せしむ。青木保育所なるものは是なり、其收容するものは固より多く貧民の子女なれども、些少ながらに東修及月謝を徵收して全く之を免除するとなし。これ蓋し父母をして其子女を教育するの責任を忘れざらしめ、且つは子女をして又其受くる所の教育が慈善として施與せらるゝものにあらざることを知らしめ、進んでは獨立自營の觀念を養はしめんが爲めなり。かくてまさは誠意を擲げて其事に當りければ、事業は益々其緒に就き、三十八年には同縣なる新庄町にも亦一の保育所を設くるに至りぬ。斯くて此の二個の保育所を通じて兒童の數も、近くは既に二百有餘人に達し、地方労働者の之に依りて、就業の便を得たるもの頗る多しといふ。

青木保育所の創設に先だつて數年前に、帝都に設立せられたる一種の保育所あり「二葉幼稚園」といふ。學習院女子部附屬幼稚園に奉職せる園主野口ゆかは、日々同校に通勤するの途すがら屢々貧児の悪戯に取るの狀を見て、切に其野卑なる惡習の速かに改めざるべ

永遠の事業たらしめんとし、既に其後を承げて市内に保育所も設立せるものあるに至りぬ。一を「戰役記念保育會」といひ、他を「神戸兒童保育所」といふ。かく戰時に得たる經驗を基礎として更に工夫を凝らさば将来必ず之が大成を期することを得ん。

青木保育所は山形縣酒田町に在り、青木まさなる一婦人の經營に係るものなり。まさは夙に其夫を喪ひ、三人の遺れ片身を抱へて各地に流寓し、具さに辛酸を嘗めたり。されば隣人其窮状を見るに忍びず、其子を慈善院に委託せんことを勧めたるも、まさは「若し亡夫の遺見を慈善院に託するは、吾に亡夫の名譽も毀くのみならず、又子女を害ふの甚だしきものなり」とて、遂に其勸誘に従はざりき。後子女漸く長じて、家計の繁累となると漸く少なきに及び、まさは己れの閱歷に省みて細民を憐みの情殊に深かく、彼等父母に代はりて其子女を保育し、彼等をして其の就業に便せしめんことを期せり。適々博愛の志最も篤きものあり。まさの計畫を聞きて大に之に感ぜ、まさを輔けて

からざることを思ひ、爲めに適當の訓育を施さんとの志を起しぬ。因て苦心焦慮の末、適々斯業を研究して米國より歸朝せる齊藤みねと語らひ、始めて鶴町區下二番町にこれを設立するに至りぬ、これ明治三十二年のころなりき。尋て三番町に轉居せしも、此地は貧民居住者少なくして、頗る兒童の收容に不便なりしより、更に四谷駅ヶ橋に移り、三十九年を以て此に校舎を新築するに至れり。爾來教養の功を積んで益々解らず、兒童の數も既に約百人を算し、入園を申込む者るときは、特に午前七時ころより收容し、偏へに父母をして就業の利便を得せしめんことを計れり。此等兒童の其家に在る時は、間食の爲め一日少くも一錢、多きは三四錢を費やすを常とすれど、此園に在ては之を制限して一人一錢を超えしめず、且毎日之を持參せしめて、其中五厘をば各兒童の義務貯金と爲さしめ、間食を求むるときは、他の五厘を以て之に給せしむ。又

不潔に安んずるは、もと貧民の一特徴なるが故に、此の習慣を改めしめんが爲めには、園内に浴室を設け、毎週土曜日を以て兒童を入れさせしむ。殊に此園に於ては「穀の會」なるものを設けて、毎月十五日の夜を以て集會日と定め、園主自ら之を主宰して、家庭に關する遊戯等を以てし又時々幻燈音樂等の餘興をもせじへて講演の中に自から勤勉懶約の氣風を養はしめんと努めり。されば毎會集するもの百有餘名に上り、兒童の父兄母姉等も亦知らず識らずの間に於て自から訓育を受くるものあるは、此會の特色とするところたり。

此悪疾に依れるものか、正さに百分の五十七に當れることを示せり。是に於て房州勝山の海岸に保養院なるものを設けて、結核に冒され易きもの、若くは結核性類似のもの五十人を程度となし、交代にて轉地療養を受けしめしかば、其効空しからずして、爾後六年後の統計は、結核性の病因にて死亡するの兒童も、減じて百分の十一とはなれり。

## 清瀬僧正の葬式に就て

青 村 道 人

▲野口梧窓兄が手向の句なりとて

人生の方面より  
啼てゆく さへは何處ぞほととぎす  
出世間より

靈山の 月を報せよ 教の友

國友次花君が  
新つきを 待たん御教は 昌ふれば  
川崎英照君が

り。因て其起源を尋ねるに、今を距ると百有餘年の前、寛政年中の時、閣老松平定信は、江戸の町政を改正して、町費の節約に努めしかば、四年間にして約四萬兩を節約するとを得たり、因て之を十分して、其一を町の非常經費となし、其二を地主に還付し、殘餘の七をば救荒費として之を貯へ、更に官金壹萬兩を加へて、町會所をして専ら之が増殖を圖らしめたり。世に稱して之を「七分金」と唱へり、明治維新の際に及び積んで數百兩の多さに達せしかば、其一部を割きて、東京市内に二箇所の教育所を設け、市内に浮浪せる乞丐の徒を収容すること、爲せり、爾來教育所は幾多の變遷を経て、遂に現今の養育院とはなるに至りぬ。近くは甚本財産も積んで奉給七萬圓の多さに達し、土地建物の如きも亦之に稱へり。同院の施設として見るべきもの尚ほ一あり、房州海岸に設けられたる「保養院」はこれなり。初め養育院の兒童を収容するや、結核性の疾病に罹りて死亡するの兒童日に多きを加へ、三十年乃至三十二年に於ける統計は、實に兒童の死亡數に就き、

御佛に あはなんきざみ 傳へませ

法の友等の さよきいさほを

なぞ、とりく 韻事の涌き出たが、自分は何も出なかつた

▲未亡人に何か故上人の絶筆様のものは無きかと尋ねたら、遅化の九日前即ち十月三日の晩、筆を呼んで仰臥のまゝ認められたものがあると、持ち出された開目抄を拜みてよめる

いく度か おなじわかれを なせし身も

目出度かりけり 今のかれは 日憲

▲梧窓兄の回想談に、首夏の頃故上人を其病床に見舞つた時、どうだ少しは氣分が良いかと尋ねたら、イヤ御親切難有う、述も今度は駄目だ、併し安心して呉れへ臨終の覺悟はして居る、本佛の攝護に離れる様な間違はない……けれども死度ないよ……一語

眞情の流露今猶ほ耳に在りと  
未亡人曰く、生前山根師に一度遣ひ度／＼と言ひ暮



その演題等左の如し

|      |    |    |
|------|----|----|
| 權中學統 | 三上 | 義徹 |
| 權少學統 | 齊藤 | 純貞 |
| 全學士  | 鶴澤 | 義監 |
| 全學士  | 通益 | 聖道 |
| 權學士  | 倉上 | 法順 |
| 全學士  | 富田 | 聖明 |
| 全學士  | 秋葉 | 廣演 |
| 全學士  | 藤平 | 暉榮 |
| 全學士  | 米倉 | 法順 |
| 全學士  | 増田 | 聖道 |
| 全學士  | 富田 | 聖明 |
| 全學士  | 秋葉 | 廣演 |
| 全學士  | 藤平 | 暉榮 |

## 雑報

- 第三回東部講習會 試験の如く本月五日より十一日まで一週間、大網町蓮照寺に於て開催せらる、講師及び講題は

本多日生師  
錦織日航師  
野口善禪師  
關田養叔師

法華經大意

立正觀抄講義

諸宗批判論

自我偶講義

坂本講師は病氣の爲め出席なかりし故追て講義を本誌に寄せらるといふ、講習生は東部布教師、有志僧侶にして、會期中七八九の三日間毎夜公開演説會を催しね

●感化教濟事業講習會 内務省の催に係る全會は本月七日を以て主務大臣等臨席の上閉會式を擧げ、本多本宗管長以下も招請に依り出席せられたり、聞く處に依れば全會は、今後毎年開催せらるといふ、該會には已報の如く佛教家の講演なきとは密に憾みとせし處なるが、當局者も茲に見る所ありてか、特に我が本多管長

照寺に於て演説會を開く、その演題等次の如し

|           |      |
|-----------|------|
| 御法話に就て    | 人生觀  |
| 理想的成立宗教   | 人生觀  |
| 日本上人の幼年時代 | 成島泰介 |
| 關田講師      | 梶本日穂 |
| 講師        | 本多講師 |

- 第三回東部講習會 試験の如く本月五日より十一日まで一週間、大網町蓮照寺に於て開催せらる、講師及び講題は

に臨時講演を依頼するととなり、即ち本多師は「佛教史上に於ける感化教濟事業に就て」の所感を講演せられ、我國に於ける該事業は結局佛教徒の手に依て完成せらるべく、佛教徒たるもののは此際奮起すべき旨唱道せられたりといふ

●佛教徒懇話會 前項感化教濟事業講習會に出席せし佛教徒同志者百四十二名は、大に社會的活動を期する所の結合團體を形成せんとし、乃ち中央有力の諸大家に向て、その組織成立の事を委嘱し、同時に種々の指導を得んが爲め、本月六日午後一時より東京淺草本願寺に於て標題の如き會合を催ほしね、當日は朝野の名士佛教徒を標榜して來會し、其結果佛教徒の同志會を組織するに決したりといふ、當日は本宗より本多日生師も出席せられ、又該講習會へ千葉縣より選出列席せる本宗正教師井口善叔師は同志者として共に斯の事業に盡力せらるゝ筈なり、由來如斯社會事業は、佛陀隨世間の慈悲なれば、佛教各宗派は教義上には到底提携し得ざるも、如斯方面に於て協力活動するは、佛教現下の状勢より考ふるも亦適切なる行動と謂ふべし佛教徒たるもの須らく此際奮闘一番大に活躍を試むべきなり

●妙典研究會 第七例會は九月二十七日全會事務所松本辯護士邸に開催せらる、當日は龍口法難會を執行せるとて、御寶前の莊嚴供物共に全會創意の特色を表はし、講師本多日生師は祖判「種々御振舞抄」に就て

講演あり、日蓮上人の人格躍如として聽衆を感動せしめ、法難の會式と相俟て多大の效益を與へられぬ、因に全會有志者は本月四日より日本演劇研究會實演大會が久松町明治座にて開催せる櫻痴居士作「日蓮記」の観劇會を催ほし、去る十五日本多講師を招待し、又記者も陪席したるが、訥子の日蓮上人、苦心の程は見ゆれど到底上人の人格を寫すに足らず、十歳の日朗、是亦振はず、太体に就て短評を試みたけれど紙面に餘裕なれば止めぬ、されど當日妙典研究會の有志観劇會て云刺撃は、千秋樂なりしにも拘はらず、彼等が平日の演藝に更に一段の奮勵を加へし述の見へしは嬉しかりき

●清瀬僧正の遷化 大坂教境の雄鎮清瀬日憲僧正の學德兼ね備りて春秋尚ほ豊かに前途多望の良法將たりしことは、今更譲るの辭を要せず閻宗縉素の齊しく認むる處なりしが、惜哉天資羸弱常に病蓐に呻吟して藥石と相親しみ、昨春忽本山妙満寺に開かれたる臨時宗會の節も努めて議長の椅子により幾多の議事を處理せられ、それがあらぬか議會結了後病一層の重きを加へ、姫路の信徒中村祐七氏の特別供養を受けて播州飾磨港の中村別荘に永らく靜養せられ、少しく病勢の減退を見て自坊に引取り加療なほ怠りなかりしも、藥石終に其効を奏せず本月十一日午前十一時半溘焉として化を他界に遷し給ひぬ

越へて十三日本葬の式典を其住職地大坂東區西高津中

|    |    |
|----|----|
| 渡邊 | 秋葉 |
| 乾耕 | 日皮 |
| 野口 | 講師 |
| 本多 | 講師 |
| 増田 | 聖道 |
| 龜崎 | 日蓮 |
| 本多 | 講師 |

|       |         |
|-------|---------|
| 佛敎の眞實 | 實社會への交渉 |
| 眞理    | 佛敎の眞實   |
| 眞理    | 實社會への交渉 |
| 眞理    | 佛敎の眞實   |
| 眞理    | 實社會への交渉 |
| 眞理    | 佛敎の眞實   |
| 眞理    | 實社會への交渉 |

寺町達成寺に舉げられしが、會するもの親戚故舊の誰れ彼れ、達成寺保存講中、正法護持會員、婦人會員等無慮五百餘名、組寺堂閣寺主古谷養真師、井に達成寺惣代郡庄兵衛、長尾猶之助、野坂孫作、山本源次郎の諸士庶般幹旋の勞を取り、法中の會葬者としては京都より寂光寺貫首田上寛靜僧都、十四教區管事坪永日監僧都、川崎英照、森義觀の諸師、丹波綾部より文學士國友日斌僧都、神戸弘通所主任上田智量師、吳弘通所主任講口會旭師、千葉及び東京より野口日主僧正、山根日東權僧正、大津賢淳師等の諸師にて、大津師が故上人の法兄弟として遠路會非せられし其親情のゆかしさは云にすもあれ、野口山根の兩師が身宗門の重職に居し、殊に目下千葉及東京方面教學財團一齊勸募の喫緊時に允りて身動きならぬ矢先とも顧みず、一片の快骨上人生前の交遊を重んじ訝音に接して取るものも取らへず急行西下せられたる其高情誰かは之に感激せざるものやはある。

やがて豫定の午後一時は來りぬ、今日ばかり打ちしめれる半鐘の響きと相圖に肅々列を正して昇堂、野口僧正を大導師に一字式の座配をとり、山根總監のみ別席に着座、受持、勧請、方便、讚鉢、散華、久遠偈の法要式をなどり來りて、管長猊下の悼辞（國友僧都代讀）山根總監の歎徳、法縁總代大津賢淳、京都寺院惣代川崎英照兩師の弔詞、各地道友諸師の弔電及弔文（古谷師展讀）檀家惣代郡山氏の弔文等舉りて唱題聲裡遺

族親戚檀信徒の燒香、回向、受持にて式全く畢りね此間満堂靜肅宛も水を打ちたる如く、殊に山根師の歎德文朗讀中師自らが悲歎やる瀬なく覺へむ聲塞りて嗚咽歎歎せられければ、僧俗一同嘆ひ涙にむせびて娑羅雙樹の昔もかくやと推せられき、擣て加へて令息令娘未亡人の燒香せられし時其憂愁に沈める塞れ姿を見たる刹那、満堂再び降らぬ時雨に袖をぬらしき斯くて列席の僧員一同親族惣代檀信徒等男女數十名、靈柩に侍し阿部野の大葬場に送り上りて、あはれ故僧正の遺骸は唱題聲裡茶毬一片の煙と化し去りぬ明れば十四日山根總監を導師として恭しく收取舍利の式典を舉げ、式後總監の一場の法話あり、正午時齋の供養に各自故僧正の往事を回顧して談論盡くる期もあらなく、所用ある身の何日迄もはと午後四時強僧員一同故僧正の尊牌に辭して梅田驛に車を馳せ給ひぬ諷誦せられし歎徳弔文等繁きを厭はず左に列記して貴團に報せん掲載の榮を得ば幸甚（會葬の一信徒）

哀悼辭  
本日僧正清潤日憲師遷化の由飛報に接し哀悼の至に堪へず、師は生前本宗教團の爲め盡瘁し貢獻する所尠からず、緇素共に欣仰して前途多大の囁望を有せしに、春秋に富める身と以て逝く、宗内一般の痛惜何物か之に過ぎん、嗚呼悲哉、茲に一宗を代表し謹て弔辭を陳矣

于時明治四十一年十月十一日

顯本法華宗管長  
總本山妙滿寺貫首 大僧正 本多 日生  
謹んで勧請し奉る本門常住の三寶諸尊、來臨影衛悉知照覽あらせ給へ、南無妙法蓮華經  
惟るに夫れ本佛無窮の大悲は盡十方に光被して迷界の群生悉く其救濟の御手に漏るゝものなく、應用堅固に三世に高く利益横に十方に遍ねし、經に慈眼覗衆生是故應頂禮と示し給ふもの即ち是れ、眞に渴仰の外なきなり  
壽量顯本の妙法は諸教統一の妙旨を宣べ、宇宙の萬有を網羅して而も轉述開悟の活能力を具有し、惡逆の達多愚癡の龍女一網打盡、速疾頼成の妙益を施し給ふ、宗祖判じて、妙法の曼荼羅は文字は五字七字なれども一切衆生の導師なりと示し給ふもの即ち是れ、豈慶讃し奉らざるべけんや  
如上釋尊の本願力と妙法の本濟力と法佛一如の妙力用は、行者一念信決定の當處に内焉外薰の冥合を待て本因妙位の安住を得る、之を當家安心の極處となす  
是故に籍を聖日蓮の門下に掲げて一念清淨の信仰を把持するものは到於彼岸の素懷を達すること疑なしまずして天竺の靈鷲山を見ると示し給ふもの、豈這般の消息を漏らし給ふものならざらんや、況んや身

甘二年四月所感あり本宗に歸入し、板垣日朕大僧正の附弟となり、受驗權少學統に補せられ、爾後累進直接施化の方面に於ては綾部了圓寺に於ける二十四年已後二十七年に至る四ヶ年、淺草廢印寺に於ける

二十七年乃至三十年の四度萬、及び三十年四月已降當法珠山の化主としての十有一年是なりとす、而も縁に隨ひ機を逐ふて道風德香檀信に薦被し、教化の實果大に見るべきものあり。公職に從事せしことは、本宗維新の大改革たる二十一年の公會書記及大學林寮長兼豫科助教授を初とし、宗會正副兩議長の再擇再々撰、本山部長に教務部長に宗務總監兼法務部長に教區管事に常置布教員に格言問題外交委員に宗門要書編纂委員に其他枚舉に追あらず、就中宗門紛擾の後を受けて宗務總監として能く秩序の回復を圖り、平和と進歩を得たる其苦辛經營の効績特に大に讃すべきものあり。賞を受けことと前後三回、三十三年一月廿九日職務勉勵の功不尠として賞狀及念珠を交附せられたるを以て其最となす。

上人一生の略歴斯の如し、而して資性温雅にして剛直、最も文章に長し『興國の宗教』等著述尠なからず、終始一貫熱誠以て二利の増進を企圖す、惜哉、蒲柳の質常に藥石と親み、満幅の宏圖幾般の施設未だ其半に達せずして志を齎らし恨を呑んで空しく化を他界に遷す、宗門多事の今日好個良法將を失ふ、嗚呼豈悼惜に堪べけんや、世壽僅かに四十五法龍三十有四

頼みれば不肖日東の上人に於ける、骨肉も啻ならざるの親交あり、上人真門流より來りて顯本の大道に

夫れ以れば世間の恨事豈一二にして止まらんや、陽春三月花に背くの恨、中秋八月無月の恨、恨みは即ち恨なりと雖も、人世經綸を懷て長逝するより恨みなるはなし、今所葬送の日憲上人は、學德一世に高く、胸中幾多の經綸を蓄て未だ悉く實現せず、一朝病に罹り溘焉として遷化し給ふ、豈恨中の恨事ならずや、然りと雖も佛眼を開て之を達觀すれば、法界常住にして無<sup>ニ</sup>生死<sup>ニ</sup>有<sup>ニ</sup>退出<sup>ニ</sup>、一たび本尊を拜すれば、人間皆佛子なり、佛子の行、自行化佗なり、佛道廣大、衆生無邊、化導豈此界にのみ留まらんや、化を他界に遷す、もとはれ佛子の常なり、往て化導を他界に盡されんことを、我等行學淺しと雖も、上人の遺意を繼ぎ、此界の布教に脚立んなり、上人の靈、願くば安ぜよ、以是弔辭と爲す。

明治四十一年十月十三日

弔詞 法緣慈代 大津賢淳 敬白

蓮成寺住職僧正日憲上人、終に遷化せらる、嗚呼悲哉

惟ふに生あるものゝ滅するは、宇宙の通則にして今始めて驚くべきにあらずと雖も、故上人の如きは、從來法服幾十年の久しき間、外布教傳道に從事して信仰の鼓吹に勤め、内宗門の要職に就て宗義の發展に盡瘁せられ、而して將來尚ほ多大の抱負と責任とを有せる有爲の身を以て、病の爲めに此永き別れに

御門人となる、共に是れ横入者にして上人は一年の毎月其幾回なるを知らず、上人綾部本光山の三十世を董して効あり、日東其三十二葉の法燈を挑げ、上人淺草長遠閣の三十二更に瑞世し、日東亦乏しきを其三十四世に稟く、特に日東の幽谷より出て、喬木に移り菲戈不徳の身を以てして今日あるもの至竟上人眷顧の賜たり、因縁の約する處如上兄弟の關係あり、而も日東公私勿忙の身病床に侍する暇を有せず、月の十一日不幸長逝の訃報に接し結束西下、幽明相隔てゝ復手を握り語を交ふる能はず、空しく靈柩に跪いて萬斛の涙を呑む

元政言へるあり「至哀無文矣」と日東豈これ以上を言ふに忍びんや、祖書に云く「幸なる哉、一生の内に無始の謗罪を消滅せんことよ、悦ひ哉、未見聞せざる教主釋尊に侍り奉らんことよ」と金言恃みあり、恭しく上人の報地を莊嚴し上らん、歎德一章仍て如併

維時明治四十一年十月十三日

淺草慶印寺現董沙門

山根日東合爪和南

南無本門覺量の本尊、大慈大悲哀與納受し給へ

遇ふ、誠に哀悼の念に堪へざるなり  
嗚呼、花は地に落つと雖も亦來年を俟たば笑ふべし、鳥は巢に歸へると雖も來らん春を詠ふべきに、獨り故上人の靈は、今は呼べども應へず待てども歸らざる永への眠に入りぬ  
されど佛祖照覽の庭には、上人一代の履歷は眞に清淨の梵行にして又後進の模範とすべきもの多し、顧くは上人の靈、毎に將來の國家と宗門の上に無限の冥護を垂れ給はんことを

明治四十一年十月十三日

京都寺院住職代表 成就院住職川崎英照敬白

弔

電

(署同文故、達芳名署其文)

キヨセシノセンゲ ライタム

名古屋

岡本 國正

三田村義俊

見付

岡山

能仁

事一

姫路

野老

乾爲

上總

白鳥

開安

右大坂堂閣寺住職古谷養真靈前に展讀

本日當山住職僧正日憲師の葬儀に臨み、清酌庶羞の奠を似て聊か其靈を弔せんとす  
抑も師の入山を迎へてより茲に年を閏する拾余年の量、人をして仰望襟を正さしむ、而も其老幼に對

するや、温容春の如く响々悲母の如し、爽麗の英姿未だ嘘瞬を去らず朗々の音吐尚ほ耳底に在り、而も今や幽明境を異にす、噫々哀い哉、希くは饗けよ  
明治四十一年十月十三日

還成寺檀家總代 動七等郡山莊兵衛敬白

●山形縣本覺寺入佛式 第十教區山形縣東置賜郡梨郷村本覺寺は、東北地方に於ける本宗の名刹として衆人の知る所なりしが、一昨三十九年六月十日倏然泡魚の災に罹り、堂宇悉く鳥有に歸したる故、生職は勿論檀信徒一同絶望の極に達し、その回復を計るに急なりしより一時寺檀の間意思の疎通を試み、事態容易ならずと杞憂して、該寺總代松木直助、長谷部祐吉の二氏態々出京して、品川本光寺住職今成乾隨師に陳情する所ありたれば、全師は難染の縁故と前住たりし故を以て直ちに全地へ出張して寺檀の間に斡旋盡力せられたる結果、檀家重立を會して親睦會を開き、其席上今成師は「信仰は莊嚴より起り、莊嚴も亦信仰より成るものなれば、諸子の精神に三寶の尊きことを忘れざる限りは、幾年ならずして堂宇の再建を見るに至るべき」旨を説き、且親から該寺再建資金として金壹百圓を寄附することを約し、又東京赤坂常立寺住職松木老僧正は本覺寺焼失の飛報に接して養老の牛乳を断ち以て數十圓を喜捨せらるゝ旨を傳へられたるに、檀信徒の面々非常に斯の義舉に感激し、檀頭松木新右衛門氏を始め總代及び檀信徒一同立所に再建の決意を爲し、各巨財

を投ずることとなり、即ち該地方有名の大工棟梁伊藤源之助にその工事設計を一任したるにより、同棟梁は總代松木喜太郎其他の人々と共に東京を始め各地の名刹を巡観參觀して堂宇の建築に着手し、又本尊は備鳴國和氣町本成寺客殿に安置せる三寶諸尊を、同寺住職原田容廣師及び檀家一同の好意に依りて、奉迎安置することとなり、本年十月工事落成を告げ、即ち十月十三日の佳辰をトして入佛式大法要を舉行することとなり、依て松木老僧正、伊藤實樹僧都は全地出身の縁故に依り、今成僧正は剃髪と前住との緣故を以て、この大師事に參會せらるゝこととなり、即ち全月十二日赤湯停車場に着し、檀頭松木新右衛門氏等一行の郷導にて全家に宿泊、翌十三日右三師は組寺一同と全家より樂人に擁せられつゝ該寺に臨まれ、茲に松木老僧正を導師として莊嚴なる音樂大法要を營み、今成僧正は慶讚文、住職宮代向政師、檀徒總代松木恒吉氏、村長鈴木周五郎氏、檀徒松木彦右衛門氏等の祝辭、並に千葉縣濱野本行寺主中村乾信師よりの祝電等夫々朗讀あり右入佛の式終て伊藤、今成兩師の説教あり、次て檀信徒一同祝宴を催ほし、餘興として角力等あり、參詣者堂の内外に充満し該地方未曾有の盛況なりしといふ、今又今成僧正等の慶讚文を得たれば左に掲げん（主の入寺佛供養之表、村長鈴木周五郎氏、檀徒總代松木恒吉氏の祝辞）  
松木彦右衛門氏の祝辭等あるも詩韻白なきに依り茲に記す）

慶讚文

恭しく眞俗相會し清淨無垢の梵筵を張り、謹んで

本門常住の三寶諸尊護法列位の諸天善神等を請し奉る、仰ぎ願くくば感應道交の利生を垂れ、來臨影衛悉知照覽あらせ給へ

風かに聞く寂光淨土の花は、芬芬々として寶樹の峰に開き、佛陀常住の月は、光皓々として本覺の空に輝く、能居所居俱に端倪すべからざるもの乎

當山開基日戒上人は、顯本持戒の道場を創立して寶樹山と名づけ、寂光淨土の冥因となし、本門常住の三寶を勧請して本覺寺と稱へ、本因下種の妙行を修し、爾來正義の先師傳々紹繼千茲幾百年、一昨丙午の歲夏六月十日不辛祝嚴の襲ふ所となり、堂塔伽藍悉く忽焉として鳥育に踏す、貧道日嘗當時其實際を踏査し泣然として胸塞がる、曾て本山妙滿寺の兵燹に罹るや、故日容上人偈あり「灰燼漠々涙潛々。殘礎無由拜佛顔。非有天人充滿句。誰知焦土是靈山」と、日嘗亦特に此感を覺へ信徒に詮げて曰く、信は莊嚴より起るか如く、莊嚴も亦信より成る、若し夫れ信仰にして熱烈且つ清淨ならんか、堂宇の焼失毫も認し、異体同心努力奮勵、財を抛ち勞を吝まず、幾何ならずして堂宇悉く新築せられ、舊觀に倍するの莊嚴を見るに至る、經に曰く「大火所燒時。我此土安穩。天人常充滿。園林諸堂閣。種々寶莊嚴。寶樹

維時明治四十一年十月十三日

經王山傳燈沙門 僧行本立院日嘗敬白

該工事役員等左の如し

總裁 松木新右衛門 松木忠内  
工事掛 松木恒吉 松木與五郎 伊藤市松  
工事書記 松木文次  
會計掛 松木平助 佐藤昌八

寄附金勧募集 増田久輔 朝倉新兵衛 長谷部祐吉 伊藤竹次  
に種種調査表 同 六五 全市左衛門 貝 姉次 松木彦右衛門

因に松木與五郎氏は該工事に付熱誠盡力せしが、この竣工を見ずして遠逝せしは、惜むべきなり

かくて翌十四日は、宮代今成兩師の節範妙巧院日侃上人の第廿三回忌法要を修し、十五日は這來の松木、今成、伊藤三師の送別會を開き、今成師は會衆の懸望に依り境内の勝地に根二株を入佛式紀念として手づから植付られたりといふ、思ふに現代一般に經濟不如意の折柄殊に佛事の爲めに資財と努力とを惜まずして、如斯堂宇の復興を見るに至りたるは偏に住職並に檀信徒の熱誠篤信の致す所、誠に他の模範として欣慕すべきことにこそ

●御断り 三丹布教の状況、般舟子の宗教小説、福井の景岳居士五十年祭、廣島通信、岡山通信等、記事

韻藻の爲め掲載し能はず、次號の誌上に譲り候

|       |                                     |
|-------|-------------------------------------|
| 一     | 開務副忙の爲め會員の證章交附運引の處、漸く本月を以て夫々交附を終りたり |
| 四十年十月 | 品川支所                                |
| 二     | 教學財團基金寄附申込表(第二十回)取扱                 |
| 三     | 金拾參圓 千葉縣山武郡豊海村書立寺住職 太田玄儒            |
| 四     | 金壹圓 千縣印旛郡八街村新藏寺檀家 小川卯之助             |
| 五     | 金拾圓 全縣長生郡豊岡村圓立寺檀家 石渡 角藏             |
| 六     | 金五十圓 千葉縣東金町西福寺住職 山岡 俊               |
| 七     | 金四十圓 千葉縣山武郡日向村達華寺住職 神田 日參           |
| 八     | 金四圓(二)全縣山武郡日向村達華寺住職 神田 日參           |
| 九     | 教學財團基金受領表(第二十回)取扱                   |
| 十     | 京都本部                                |

## 教學財團公告

一千葉縣下勵寡勤勵の件に付、本誌別項に掲載の如く

本月八日大綱蓮照寺に於て決議せられたり

一 翁賀員中、譲持會員以上に授與せらるべき會員章は一時不足の爲め交附し得ざりしが、近日出來の上は夫々交附取計ひ申すべし

## 基礎金領收報告

岡山縣津山町本運寺檀家總代

一金一圓也

妹尾平治郎職

右本團基礎金中へ本年八月中寄贈相成正に領收候也

明治四十一年十月

統一團

## 稟告

東京淺草慶印寺住職  
山根日東 敬白  
本宗寺院住職諸法兄  
全 檀信徒諸君

## 御中

教友故清瀬貞雄僧正志を齋らして空しく病魔の爲めに遷化相成候段何とも殘念至極に奉存候  
又手別紙(裏面印刷)『興國の宗教』は同僧正が畢生の心血を灑きて去る三十九年中脱稿せられたる大文字に候處不幸病氣の爲め何與思ふに任せずして出版の運びに至らず今や遺稿として其面影を忍ぶの材と相成申候

之を遺族の手に委ねて空しく篋底に秘め置かん事は何とも惜むべき事と存じ小生自坊に持歸り候次第去り逆此際小生の獨力にて出版候事も内外多事の今日到底不可能事に有之候仍て時節柄をも顧みず道友諸君の御高情に訴へ淨財の御喜捨を仰ぎ左の方法により出版の上普ねく之を諸君に頤ち天下に發表することを得ば一は以て宗門の前途に貢献する處あるべく一は以て故僧正の靈を慰むるの料と相成可申被存候條何卒多大の御同情を賜ひて此淨業の成滿を隨喜被成下度此段伏面奉惣願候也

明治四十一年十一月

- 二、御喜捨の金額は振替貯金の利便により最寄郵便局に托し統一團口座壹貳壹九番へ御振込有之度候事但し振替用紙の裏面通信欄に清瀬へ喜捨の旨特記ありたき事
- 三、製本出来の上は、御喜捨の金額(金約五十錢)に應じ數部若くは數十部進呈可仕候事
- 一、御喜捨の金額は一冊の同情簿を製して之に記入し永く其芳名を清瀬家の子孫に保留すべき事
- 一、總ての費用を控除して残餘の金額は同情簿と共に遣族へ贈与すべき事
- 一、故僧正の遺族及親戚故舊等へは本書一部宛漏れなく寄贈可致候事
- 一、僧俗を問はず可成一部多く行渡る様諸道兄に於て御喜捨の御勸誘有之度候事
- 一、御喜捨の金額は受領と同時に「統一」に其旨報告し以て受領證に代ゆべく候事

管長大僧正本多日先生序  
文學博士三上參次先生序  
故僧正清潤貞雄師著

## 興國の宗教

菊版五號活字  
約百五十頁用紙行二

上等舶來製本且タ紙行二  
ロ・ス頗堅實  
美麗著者肖像コ  
ロタイプ版挿入

販賣實價約四十五錢十一月中出版

三十七八年の戰役は速戰速勝の好果を收め東洋の日本をして一躍世界の舞臺に翔せしめ世界の大日本帝國たらしめたり然り戰勝によりて贏ち得たる大日本の名譽は偉大なり隨て新興國の國民は政治經濟工商等の他總ての上に戰勝の名譽を傷けざるの大覺悟なからべからず特に國民の精神を支配する宗教に於て最も其然るを覺ゆ然るに事實は全く之に反して大日本の宗教状態は四分五裂甚しきは今猶ほ國民の上下を通じて迷信の痴態を演ずるもの比々皆然り之を國家の不祥事と謂はずして何所や著者此に慨するあり病苦の其身にあると忘れ畢生の心血を灑きて國民の覺醒を促すべく大脚子吼を試みしもの即ち本書なり本書一たび出て國民一般に宗教統一の必要を覺醒すべく統一の必要を覺醒すとして茲に具存一体の教義に憧憬し斯くて本化特得の最高峰判は新興國民の頭腦に灼々たる光明として宿るを得ん本書の内容如何は略ふ之を左の目次に見よ

第一、序論 大なる日本帝國  
一、興國の日本 二、新興國たる國民の自覺  
二、本論 興國の宗教問題  
一、日本現時の宗教 二、日本人の宗教的觀念  
三、日本の宗教的雜多の信仰  
日本首府としての東京  
宗教的都市としての京都

### 第三、結論

一、宗教に於ける本尊の位置  
二、宗教に於ける信仰の位置  
三、現代に於ける相承論の價值

### 四、統一的宇宙論

一、宗教の資格と問ふこと、宗教の性質を撰ぶこと、本尊と信仰との完備 己上

### 五、統一的人格論

一、宗教に於ける本尊の位置  
二、宗教に於ける信仰の位置  
三、現代に於ける相承論の價值

### 六、宗教の資格

一、宗教に於ける本尊の位置  
二、宗教に於ける信仰の位置  
三、現代に於ける相承論の價值

### 七、本尊と信仰

一、宗教に於ける本尊の位置  
二、宗教に於ける信仰の位置  
三、現代に於ける相承論の價值

## 木佛具木像子大販賣



佛書表具の元祖

各宗御寺院御入

用品一切何にて

も多少に不限御

注文仰付らるべ

し佛書は申すに

不及御肖像書専

門

木魚位牌卸小賣

郵便局

郵券條例附三法堂品發賣目錄(正價付)

注意

目錄

付

被

院

書

大

各

御

物

盛

金

高

平

中

都

自

由

町

島

小

通

下

下

下

下

横

橋

三

條

入

入

河

西

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

統

一

第一百六十五號

明治三十年二月廿四日 第三種郵便物認可  
明治四十一年十月十五日施行 號一總百六十四號

(每月一回)